

空き家を適正に管理しましょう

～可児市空き家等の適正管理に関する条例を施行します～



増え続ける空き家

全国的に空き家の数は増えており、平成25年の住宅・土地統計調査によると、空き家の数は820万戸、住宅の総数に占める空き家率は13.5%と高い数字を示しています。

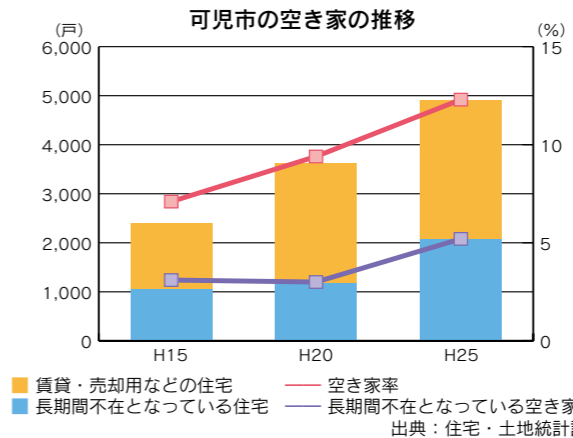
可児市においても4900戸、12.3%となっており、空き家は増加傾向にあります。そのうち、転居や入院などにより長期間不在となっている空き家は2060戸あり、住宅全体の5.2%を占めています。

なぜ空き家が問題となるのか

管理が不十分な空き家が増加すると、草木が生い茂り生活環境の悪化や、瓦や壁が剥がれ落ちることなどで危険な状態を招く恐れがあります。

また、地域コミュニティの衰退や景観の阻害、防災・防犯上の問題を引き起こすことにつながります。

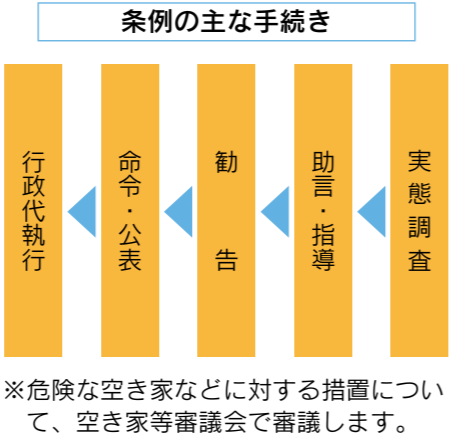
空き家が適正に管理されている場合は問題ありませんが、長期間不在となる



空き家の適正管理に向けて

市議会の提案により、昨年の8月議会において「可児市空き家等の適正管理に関する条例」が成立しました。

この条例は、所有者の責務や市の対応などを定めたもので、4月1日に施行されます。これにより、市が所有者などに対して適正な管理を促すなどの必要な措置を行うことができるようになりました。



適正に管理されていない空き家などは、実態調査を行い、所有者などに対して助言・指導、勧告をします。場合によっては命令や行政代執行を行います。危険な空き家などに対する措置について、有識者で組織する空き家等審議会で審議します。

地域のより良い生活環境を維持するために、既存の空き家などを適正に管理しましょう。

近所に適正な管理がなれないことで不安を感じる空き家などがあっても、市と相談しましょう。

国も空き家対策の法律を整備

全国的な空き家問題に対応するため、総合的に空き家施策を推進する「空き家対策の推進に関する特別措置法」が2月に施行されました。

空き家への立ち入り調査や、倒壊や保安上危険となる恐れのある空き家などに対する措置については、5月26日に施行されます。

また、県においても1月に空き家等対策に係る対応方針が策定されました。

- 問合せ先
- 総合窓口＝環境課
 - 防犯・防災に関すること＝防災安全課
 - 建物に関すること＝建築指導課

無料相談を実施

市と県は、不動産の売買や賃貸借、相続などについて相談できる無料相談を実施していますので、気軽に問い合わせてください。

- 無料住宅（建築）相談＝建築指導課
- 不動産相談、宅地建物取引相談＝都市計画課
- 空き家・すまい総合相談室（要予約）＝県住宅供給公社

☎05634(801)85611

空き家・空き地バンクの活用を

市は、空き家や空き地の利用を促すため、市内の17団地を対象に、「空き家・空き地バンク」制度を実施しています。この制度は、土地・建物所有者は物件を登録し、利活用を希望する人は購入・賃貸の登録をすることで、空き家や空き地の利用を促すものです。

平成25年4月にバンクがスタートして、ちょうど2年が経過しました。これまでに登録された物件は、3月1日現在で空き家が延べ9件、空き地が59件になります。成約状況は、空き家の賃貸が2件、空き地の売買が4件となっています。

また、バンクに物件を登録している空き家の所有者または入居者などに対し、最大10万円のリフォームや取り壊しにかかる費用への助成があります。

バンクの登録は無料です。資産を有効活用するため、対象地区で物件を所有する人、または探している人は、ぜひ検討してください。

空き家・空き地バンクはこちらから

問合せ 建築指導課

